

危険物新聞

第 245 号

発行所 大阪府危険物品協会連合会
発行人 川 井 清 治 郎
大阪市西区西長堀北通1丁目
四つ橋ビル8階
TEL (531) 9717.5910
定 価 1部 30 円

大阪府危険物取扱者試験 7月14日(日)、府大で 今回は乙種第4類<予定>

大阪府では昭和49年度 第1回 危険物取扱者試験
を次の計画で準備をすすめている。

試験種目 乙種第4類
試験日 7月14日(日)
試験場 大阪府立大学(高野線中百舌鳥)
願書受付 6月26日27日 職員会館

この試験計画は、5月25日現在進捗中のもので、6月
早々には決定するものと思われる。なお、試験会場の都合
で、試験日、試験場がこの計画とは変更になるかもわから
ないので、6月上旬の計画決定を確認されたい。

和歌山県では8月4日

近隣他府県でも、京都府、兵庫県、奈良県は6月
月上旬に実施(願書受付は終了)、和歌山県は8月4
日、甲種、乙種、丙種について行われる予定。なお

受付は7月15日~17日県庁で行われる。

危険物の規制に関する省令一部改正

自治省では、12月の政令改正に伴い、危険物の規則に関
する省令の一部改正を5月1日に公布した。

又、同時に、製造所及び取扱所の位置、構造の設備の技
術上の基準の細目を定める告示を発令した。

省令の一部改正並びに告示の内容はボウ大なもので、と
くに配管設備の技術基準は従前の消防法令関係にはみられ
ないような、非常に細部にわたり規定されている。

紙面の都合で改正文の掲載は省略するが、改正内容の概
要は、別掲のように大阪市消防局指導課危険物係長にお聞
きしたので参考にされたい。

改正法令説明会

改正法令説明会(対象・本会員)を6月17日(月)
毎日文化ホールで開催します。詳細は別途ご案内
申し上げます。

大阪市危険物品協会



情熱の新発売! ヤマト消火器

ヤマト
EXCEL

蓄圧式ABC粉末消火器

危険物法令改正について

—大阪市消防局危険物係長 松穂齊治氏 にきく—

ききて／大阪市危険物品協会事務局長 松村 光惟

—今般消防法が大巾に改正され、とくに危険物関係ではパイプライン基準が新しくもうけられたとのことですが、こういったことを中心にいろいろおうかがいしたいと思いますのでどうぞよろしく願います。

ご承知のとおり消防法の一部改正が近く行われます。すでに改正案は閣議決定をみえています。一方危険物関係は、昨年暮に政令が、5月1日付で規則と告示が公布されましたが、何分国の消防庁の改正説明会がまだ行われていない状態ですので、くわしくご説明できないかと存じますが、その点ご了解賜りたいと思います。

—はじめに消防法の主な改正点をおうかがいします。消防法の改正案によりますと、今回の改正は大きくわけて2つあります。1つはデパートや複合ビル等の消防設備の強化と防火管理態勢の整備で、もう一つは石油パイプライン事業法に伴う危険物施設の配管基準の新設と緊急時の措置強化です。

—ここ数年来デパートや複合ビルの大火災が多く、又死者が沢山出て、その都度法令の欠陥が指摘されてきましたね。これらを整備強化したわけですね。

そういうことです。まず防火管理態勢の強化が行われました。すなわち消防長に、防火対象物の管理権限者に対して防火管理に必要な措置をするよう命令できるようにしたこと。次に百貨店、地下街等の特定防火対象物については既存のものでも消防用設備の設置、維持管理を義務付けるとともに、特定の消防用設備については検査、点検及び報告の義務付けをしたものです。又消防設備士にも一定期間ごとに業務講習を受けるようになりました。

—既設の防火対象物にも設置を義務づけたことは当然のこととはいえ大英断ですね。

次に危険物関係はどうですか。

危険物関係の一番大きい改正点は、パイプライン事業法との関連規制の整備ですが、これは主として政令と規則の範疇ということになります。法では、パイプライン関係で他市町村、他都道府県にわたる設備を設置する場合の許可行政庁を整備されました。又、緊急時の措置について市町村長等に施設の使用停止権限をあたえるとともに、設備の所有者等に応急措置を義務づけしたわけです。

—ところで危険物関係の政省令の改正についてお尋ねい

たしますが、そのままに石油パイプライン事業法というのはどういう法律でしょうか。

石油パイプライン事業法は昭和47年6月に公布された法律で、石油（原油、揮発油、灯油、軽油等）を導管や工作物で輸送する設備及びその事業を規制するもので、成田空港への航空燃料パイプ輸送設備等が対象となります。もっと具体的にいいますと延長15キロメートルをこえるパイプラインでかつ石油輸送を業としておこなう場合には規制対象となるわけです。

—としますと、今回の消防法令のパイプライン規制との関係はどういうことになりますか。

簡単にいいますと、石油パイプライン事業法の適用をうけないパイプライン、すなわち、延長が15キロメートル以下のものや、自家用のもの、或いは石油以外の危険物のパイプラインをパイプライン事業法と同程度のレベルで規制しようということです。

—ということで新しく移送取扱所がもうけられたわけですね。

そうです。政令で区分する危険物取扱所に移送取扱所を新たにもうけ、配管やポンプその他これに附属する設備を対象としたものです。

—移送取扱所以外の配管はどうなりますか。

製造所、一般取扱所、各種のタンク貯蔵所に附属する配管は従前どおり附属配管ですが、配管の技術基準は新しくできます。

—それから先程のお話しの石油以外の危険物ということになりますと、ベンゾールやアセトン等の溶剤のパイプラインでは15キロメートル以上でも消防法令で規制されるということですね。

そのとおりです。

—濃硫酸や濃硝酸もですか。

濃硫酸や濃硝酸も入ります。

—ところで移送取扱所をもう少し具体的に説明いただきたいと思いますが。

政令では移送取扱所を次のとおり説明しています。

配管及びポンプ並びにこれらに附属する設備（危険物を運搬する船舶からの陸上への危険物の移送については、配管及びこれに附属する設備によって危険物の移送の取扱いを行う取扱所（当該危険物の移送が当該取扱所に係る施設（配管を除く。）の敷地及びこれとともに一団の土地を形成する事業所の用に供する土地内にとどまる構造を有するものを除く。以下「移送取扱所」という。）

—どういふものかちょっとつかみにくいのですが。

つまり従前貯蔵タンク等の附属設備として規制されていた配管等のうち、配管がその事業所の敷地外の第三者の敷地や道路河川敷等の公共の場所を通るものをいうわけです。

ただしコンビナートのように隣接する他の敷地に配管する場合は除かれるということです。

—ということは、タンクからの配管がポンプを通じて公共棧橋の先端まで延びているとか、タンクからの配管が道路や河川を通過して分工場の製造所に延びているというようなケースをいうわけですか。

そういうことです。

—その場合、配管等が公共の場所または第三者の敷地等に設けられるものはその規模に関係なくすべて移送取扱所となるでしょう。極端な例をいいますと、A工場とB工場の間に巾4メートルの道路があってこれを通っているというようなケースは。

A工場からB工場に通ずる配管が、一つの道路のみを横断する場合、或いは類似事業を行なう第三者の敷地を通過する配管の長さが概ね100メートル以下の場合には移送取扱所に該当しません。その他、棧橋に設けられた配管で岸壁からの配管の長さが概ね30メートル以下のものは、移送取扱所に該当しません。ただし棧橋に設けられた配管については第一石油類を移送するもので、配管の内径が300ミリメートル以上のものは30メートル以下であっても移送取扱所に該当します。

—ということは移送取扱所の適用をうけるパイプラインはそう沢山あるわけではないですね。

大阪市内では10ヶ所にみたないですね。その他でも堺地区で約10ヶ所ぐらい。まあ大阪府下あわせても20~30ヶ所ぐらいかと推定されます。

—ほとんどの危険物事業所には関係ないということになりますね。ところで移送取扱所の技術基準は相当うるさいものですか。

さきにも申しましたように、パイプライン事業法との関係で規制されるものですから、基本的には同法と同じような内容になっています。

例えば配管の材料、荷重、温度、振動、波長等の安全度、

伸縮吸収措置、接合法、溶接法等危険物規制基準にはみられないような物理、化学的技術基準が示されています。

基準細目については別途告示で定められ、その内容は官報で14頁にわたる膨大なものです。

—適用をうける事業所も消防ご当局も大変ですね。

まあこれからいろいろ勉強していきたいと考えています。

—さて次に移送取扱所以外の製造所や貯蔵所の附属配管についておかがいします。

配管は従前①耐熱性、②ポンプ弁等は火災予防上支障のない位置、③タンクへの耐震結合についてのみ規制されていましたが、今回の改正で④配管の水圧試験、⑤外面腐食防止策がきめられ、とくに地下配管についてはそのほかに⑥塗覆装、⑦電気防食措置が義務付けられました。

—水圧試験はどの位の試験圧力ですか。

試験圧力は最大常用圧力の1.5倍以上の水圧試験で漏洩その他の異常のないこと。又、水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いても結構です。

—すると陶管や第6類に認められている塩ビ硬管はどうですか。

材質は鋼製その他の金属製となっていますので陶管は今後使用できません。それから6類関係の配管については従前から第23条の特例で認めているわけですから。この問題は別個に考えるべきでしょうね。

—外面防食はどのような方法でやればよろしいでしょうか。

配管は地盤面に接しないように施工し、防食の塗装をするということです。

その場合、電氣的腐食のおそれある場所とそれ以外の場所での配管については防食塗装は異なります。

—その他どういったことが改正されましたか。

危険物製造所等の保安距離に特定物件が1つ追加されました。それは液化石油ガスの販売所で300キログラムの貯蔵施設から20メートル以上の距離をとることです。

あらゆる消防設備・設計・施工

非常扉の自動開錠装置
防火扉・危険物貯蔵所等の自動閉鎖装置
泡・ガス・エアーム消火装置

YMオートアンロック

YM式オートアンロック西日本総括
齊田式救助袋 近畿地区
日本ドライケミカル(株)
ヤマト消火器(株)

代理店

株式会社
三和商会
TEL 06 (443) 2456

又、配管の防食とも関連し、屋外タンクの底板の防食方法が明記されました。すなわち、地盤面に接するタンク底板には防食策を義務付けたということです。

屋外タンクには注入口に弁又はふたを設けることも新たにきまりました。その外、地下タンクの外面保護方法、屋外タンクの耐震、耐風基準等の一部が整備されましたね。

—だいたい改正点のあらましがつかめましたか。施行期日はどのようになっていますか。

とくに既存設備への適及適用についてお教え下さい。5月1日から施行で、移送取扱所は従前一般取扱所として許可を受けている設備についてはほとんど新基準は適用されません。

改正政省令の施月日、猶予期間等について説明しますと製造所、屋内貯蔵所、屋外タンクの避雷設備、屋外貯蔵タンクの耐震耐風圧構造、および地下タンクの外面保護の改正点については今年の8月1日から、液化石油ガスの販売施設と製造所等の距離の確保については、今年の11月1日から施行となります。そしてこれらの新基準は今申しましたそれぞれの施行日までに許可を受けているものについては適用されません。

又製造所等の配管、屋外タンクの底板の防食措置等の新基準は今年の4月30日までに許可を受けているものについては適用されませんが、新たにその部分の変更等を行なう場合は新基準によることになっています。

同じく4月30日までに許可を受けている施設でタンク等の注入口の新基準は今年の10月末まで屋外タンクのポンプ設備・ポンプ室等の新基準は明年4月まで猶予期間があり、それまでに改善すればよいことになっております。

移送取扱所関係では、今年の4月末までに一般取扱所として許可を受け今回の改正で移送取扱所となるものについては移送取扱所の許可を受けているものとみなされ、新基準も一部適用されず、また新基準にあわせてもらわねばならないものについてもその殆んどがそれぞれ猶予期間がもうけられております。

質問コーナー

懸垂式給油ホース設備に F. R. P を使用することの可否について (東京都)

〔質問〕 このたび、従来用いていた金属材料に代り下記のように F. R. P (ガラス繊維強化ポリエステル樹脂) を使用したい旨申し出があったが、さしつかえないかご教示願いたい。

- 1 使用する F. R. P は、難燃性を有するもの (JIS K-6911) 「熱硬化性プラスチック一般試験方法」の規格による不燃性相当品である。
- 2 F. R. P を使用する部分は、別添え図面に示すように給油ホース設備のカバーおよびホースリールである。(別添図面略)

〔回答〕 (48. 10. 31 消字第174号)

さしつかえない。



ジョンソンポンプ

は安心して
ご使用載けます
〈製造認可工場〉

SF 型蒸発量 100K/H~1500K/H
SFT 型蒸発量 2000K/H~3000K/H

製造元
ジョンソンポンプ株式会社

本社 千 556-91 大阪市浪速区敷津町1丁目25 (大高ビル2階)
営業部 TEL.06 (633) 8851~3・7865~8
営業所 東京・名古屋・仙台・広島・四国・九州



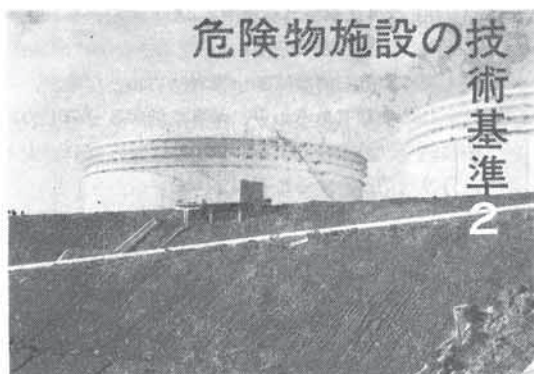
防災のことなら…

パンク に
おまかせください



パンク消火器・消火装置
株式会社 初田製作所

本社工場 0720-56-1281 代表
大阪営業所 06-473-4871~4
堺出張所 0722-21-3444



屋内貯蔵所の特例

屋内貯蔵所は二以上の相互間又は生石灰、第 6 類、火薬類に該当する物品を貯蔵する場合に空地巾の短縮の特例がみとめられる。(火薬類に該当する物品の倉庫については省略)

- ① 生石灰又は第 6 類の物品を指定数量の 5 倍以上貯蔵する倉庫の周囲の空地巾は、第 2 表の一般基準の 3 分の 1 (ただし最小 1 m) とすることができ、又これらの物品を貯蔵する 2 以上の倉庫の相互間は、第 1 表の 9 分の 1 (ただし最小 1 m) とすることができる。
- ② 上記以外のものを指定数量の 20 倍以上貯蔵する倉庫の相互間は第 2 表の 3 分の 1 (ただし最小 3 m) とすることができる。

例 指定数量の 50 倍の第 6 類倉庫の周囲の空地

倉庫の主要構造部が不燃材構造の場合は第 1 表によると 5 m であるから、その 3 分の 1 の 1.7 m とすることができる。

例 指定数量 25 倍の 4 類倉庫と 100 倍の 3 類倉庫の相互間の空地

主要構造部が耐火構造とすると、第 2 表により前者が 3 m 後者が 5 m となり、大きい方をとって 5 m と

なる。その 3 分の 1 は 1.7 m となるが最小限が 3 m であるから 3 m とする。

例 指定数量 300 倍の第 6 類倉庫と 100 倍の第 4 類倉庫の相互間の空地

主要構造部が耐火構造とすると、第 2 表により前者が 10 m、後者が 5 m となるが、前者は第 6 類であるため 3 分の 1 の短縮特例で 3.4 m となり、大きい方の 5 m とすることができる。

屋外タンク貯蔵所の特例

屋外タンク貯蔵所は 2 以上の相互間及び生石灰第 6 類を貯蔵する場合に空地巾の短縮の特例がみとめられている。

- ① 生石灰又は第 6 類を貯蔵する屋外タンク貯蔵所の周囲の空地巾は第 1 表の 3 分の 1 (ただし最小 1.5 m) とすることができ、又これらの物品を貯蔵する 2 以上の屋外タンクの相互間は第 1 表の 9 分の 1 (ただし最小 1.5 m) とすることができる。
- ② 上記以外のものを貯蔵する 2 以上の屋外タンクの相互間は第 1 表の 3 分の 1 (ただし最小 3 m) とすることができる。

例 指定数量 900 倍の第 6 類屋外タンクの周囲の空地

第 2 表によると 5 m であるから、その 3 分の 1 の 1.7 m とすることができる。

例 指定数量 900 倍の第 6 類屋外タンクと 3,000 倍の第 6 類屋外タンクの相互間の空地

第 2 表によると前者が 5 m 後者が 12 m となり、大きい方をとって 12 m となるがその 9 分の 1 は 1.3 m となるも最小限が 1.5 m であるから 1.5 m とすることができる。

例 指定数量 400 倍の第 4 類屋外タンクと 3,500 倍の第 4 類屋外タンクの相互間の空地

第 2 表によると前者が 3 m 後者が 15 m、大きい方を

保安用品と消火装置

総合防火商社



株式会社

マルナカ

大阪市北区豊島町 25 TEL 371-7777(代)

支店 東京・神戸

とって15mとなるが、その3分の1は5mとなり5mとすることができる。

例 400倍の第4類屋外タンクと1,000倍の第6類屋外タンクの相互間の空地

第2表によると前者が3m後者が5m大きい方の5mをとりその3分の1は1.7mとなるが最小限が3mであるから3mとすることができる。

5. 屋外貯蔵所の特例

第6類の屋外貯蔵所に限りその周囲の空地は第1表の3分の1とすることができる。

例 指定数量10倍の第6類屋外貯蔵所の周囲の空地
第2表によると3mであるが3分の1の1mとすることができる。

例 指定数量30倍の第4類と100倍の第4類屋外貯蔵所の相互間の空地

第2表によると前者が10m後者が20mで、この場合は特例が認められないので大きい方の20mとしなければならない。

例 10倍の第4類と100倍の第6類屋外貯蔵所の相互間の空地

第2表によると前者は3m後者は20mであるが、第6類であるため3分の1の6.7mとなり大きい方の6.7mとすることができる。

6. 異種区分の施設相互の空地

製造所等の区分が異なる場合、例えば一般取扱所と屋内貯蔵所の相互間の空地中は、それぞれの定められた保有空地の中大きい方とすることができるが、前記1~4のような短縮特例はみとめられない。

例 50倍の第4類屋外タンクと30倍の第4類一般取扱所相互間の空地

第1表によると前者は3m後者は5mとなり大きい方の5mとする。

例 100倍の第6類屋外貯蔵所と2,500倍の第6類屋外タンクの相互間の空地

第1表によると前者は20m後者は12mとなるが、それぞれ第6類であるから、保有空地の3分の1の短縮特例で、前者は6.7m、後者は4mとなり、大きい方の6.7mとすることができる。

訂正 第244号、危険物施設の技術基準(1)の記事中高圧ガス施設の、製造する施設に「②1日の冷凍能力が20トン以上の設備を使用して冷凍のためガスを圧縮し、又は液化して高圧ガスの製造をするもの」を追加訂正します。

おかしいな…

危険物の施設には標識、掲示が必要ですが、これは政令、規則で定めていますので、日本国内では共通のものと理解しています。

ところが地区によって、タテ長だ、ヨコ長だ、タテ長でヨコ書だ、規制にもない許可年月日を書け、といわれることがある。どこにそのようなことが規定されていますかと問えば、うちの指導方針だ、いやならそうしなくてもよるしい等不可解な返事が返ってくる。

なぜ国で決められた以外のことを、保安上特別の理由もなしに指導されるのだろうか。

少量危険物は市町村条例で定められるので、市町村によって異っても文句はいえないが、このせまい日本で指定数量未満の危険物の貯蔵、取扱施設の標示に、わが市は少量危険物、わが市は少量危険物、わが町は危険物少量貯蔵所と異なるのだろうか。

又、ボイラー室である少量取扱場に火気厳禁の標示も理解にくるしむ。どうして全国统一できないのでしょうか。おかしい制度と思います。

消防ポンプから家庭用消火器まで!

消防機器の総合メーカー



保険付
家庭用万能消火器 ビーナス



- 梯子消防車
- 消防ポンプ車
- 保険付消火器
- クレーン車

森田ポンプ株式会社

本社 大阪市生野区腹見町2の33
TEL (751) 1351
営業所 東京・大阪・仙台・名古屋・福岡
富山・北海道